



山形県公報

令和5年10月3日(火)
第443号

毎週火・金曜日発行

目次

訓 令

○山形県荒沢ダム操作規則の一部を改正する訓令	(河川課)	…1004
○山形県高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1005
○山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1006
○山形県月光川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1007
○温海川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1009
○田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1010
○前川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…同
○神室ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1011
○白水川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1012
○綱木川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…1013
○木地山ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…同
○留山川ダム操作規則の一部を改正する訓令	(同)	…同

告 示

○国定公園の公園事業の概要	(みどり自然課)	…1014
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(庄内総合支庁地域保健福祉課)	…同
○救急病院等の申出の撤回	(医療政策課)	…同
○救急病院等の告示	(同)	…1015
○公共測量の実施の通知	(農村計画課)	…同
○同	(同)	…同
○県営土地改良事業計画の変更	(村山総合支庁農村計画課)	…同
○同	(同)	…1016
○同	(置賜総合支庁農村計画課)	…同
○道路の区域の変更	(村山総合支庁建設総務課)	…1017
○県道の供用の開始	(同)	…同

公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告	(総務厚生課)	…同
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	(農業経営・所得向上推進課)	…1018
○同	(同)	…同
○同	(同)	…1019
○同	(同)	…1020

正 誤

訓 令

山形県訓令第13号

県土整備部
庄内総合支庁

山形県荒沢ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県荒沢ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県荒沢ダム操作規則（昭和42年6月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

「第6章 ゲート及びバルブ操作（第28条～第31条）

目次中「第27条」を「第28条」に、第7章 点検整備等（第32条第33条）を
第8章 記録等（第34条～第37条）」

「第6章 点検、整備等（第29条～第31条）
第7章 雑則（第32条）」に改める。

第3条中「毎秒360平方メートル」を「毎秒360立法メートル」に改める。

第6条の見出しを「（水位）」に改め、同条中「の水位」を「の水位（以下「水位」という。）」に、「により測定する」を「の測定結果に基づき算出する」に改める。

第8条の見出しを「（洪水貯留準備水位）」に改め、同条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条第1項中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「次の各号の一に該当する場合において」を「山形地方気象台から鶴岡市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合に」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 課長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

第15条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「県土整備部、山形地方気象台、倉沢発電所（以下「発電所」という。）その他の関係機関」を「県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）」に、「並びに」を「、」に、「及び情報」を「並びに情報」に改め、同条第4号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第18条中「行なつた」を「行つた」に、「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「こえている」を「超えている」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第19条中「、その他」を「その他」に、「洪水」を「県土整備部長が定めるところにより洪水」に改める。

第22条中「次の各号の一に該当する場合に限り放流する」を「第16条から第19条まで及び第25条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行う」に改め、同条第2号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改め、同条第3号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第4号から第8号までを削り、同条第9号中「第32条」を「第29条第1項」に、「ゲート」を「ダム等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第10号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める」に、「により放流を行なう」を「がある」に改め、同号を同条第5号とする。

第24条中「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に、「掲げる」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第16条並びに第22条第2号、第4号及び第5号の場合 毎秒360立方メートル
- (2) 第17条及び第18条の場合 それぞれ当該規定による放流量
- (3) 第19条並びに第22条第1号及び第3号の場合 流入量に相当する量
- (4) 次条の場合 同条の規定による補給量

第25条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6章の章名を削る。

第28条を次のように改める。

（ゲート等の操作）

第28条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

第29条から第31条までを削る。

「第7章 点検整備等」を「第7章 点検、整備等」に改める。

第32条及び第33条を次のように改める。

（計測、点検及び整備）

第32条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

（観測）

第33条 課長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は前項の場合に準用する。

第7章中第32条を第29条とし、第33条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

（記録）

第31条 課長は、ゲート等を操作し、第29条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項を記録しておかななければならない。

第7章を第6章とする。

「第8章 記録等」を「第8章 雑則」に改める。

第34条から第36条までを削る。

第37条を次のように改める。

（委任）

第37条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

第8章中第37条を第32条とする。

第8章を第7章とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第14号

県土整備部
最上総合支庁

山形県高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県高坂ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県高坂ダム操作規則（昭和42年12月県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第8条の見出しを「（洪水貯留準備水位）」に改め、同条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「規定より」を「規定により」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条第1項中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第13条第1項中「最上地方」を「最上郡真室川町」に改め、「又は警報」を削り、「その他細則で」を「、警報が発せられた場合その他県土整備部長が」に改める。

第14条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「細則で」を「県土整備部長が」に、同条第4号中「ダム操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第17条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第18条中「細則で」を「県土整備部長が」に改める。

第21条第1号中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改め、同条第2号中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条第3号及び第4号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改め、同条第6号中「細則で」を「県土整備部長が」に改める。

第27条中「細則で」を「県土整備部長が」に改める。

第28条第2項中「前条」を「前項」に、「細則で定めるところにより」を「別に」に改める。

第30条中「細則で」を「県土整備部長が」に改める。

第31条を次のように改める。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第15号

県土整備部
村山総合支庁

山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県蔵王ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県蔵王ダム操作規則（昭和45年11月県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

	「第6章 ゲート等の操作（第29条～第32条）	
目次中「第28条」を「第29条」に、	第7章 点検整備等（第33条、第34条）	を
	第8章 記録等（第35条～第37条）	
	第9章 雑則（第38条）	」

「第6章 点検、整備等（第30条～第32条）
第7章 雑則（第33条）」に改める。

第6条の見出しを「（水位）」に改め、同条中「の水位」を「の水位（以下「水位」という。）」に、「により測定する」を「の測定結果に基づき算出する」に改める。

第8条の見出しを「（洪水貯留準備水位）」に改め、同条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条の見出し中「洪水調節」を「洪水調節等」に改め、同条第1項中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「次の各号の1に該当する場合」を「山形地方気象台から山形市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合に」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 課長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

第15条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「県土整備部、国土交通省山形河川国道事務所、山形地方気象台その他の関係機関との連絡並びに」を「県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、」に改め、同条第4号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第18条中「行なつた」を「行つた」に、「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「こえている」を「超えている」に「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第19条中「洪水に」を「県土整備部長が定めるところにより洪水に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第22条中「次の各号の1に該当する場合に限り」を「第16条から第19条まで、第25条及び第26条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから」に改め、同条第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改め、同条第3号中「制限水位」を「洪水貯留準備

水位」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第4号から第9号までを削り、同条第10号中「第33条」を「第30条第1項」に、「ゲート」を「ダム等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第11号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める」に、「により放流を行なう」を「がある」に改め、同号を同条第5号とする。

第24条中「行なう」を「行う」に、「掲げる」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 第16条並びに第22条第2号、第4号及び第5号の場合 毎秒50立方メートル（第16条の場合において、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒100立方メートル）

(2) 第17条、第18条、次条及び第26条の場合 それぞれ当該規定による放流量

(3) 第19条並びに第22条第1号及び第3号の場合 流入量に相当する量

第25条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6章の章名を削る。

第29条を次のように改める。

（ゲート等の操作）

第29条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

第30条から第32条までを削る。

「第7章 点検整備等」を「第7章 点検、整備等」に改める。

第33条及び第34条を次のように改める。

（計測、点検及び整備）

第33条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

（観測）

第34条 課長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章中第33条を第30条とし、第34条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

（記録）

第32条 課長は、ゲート等を操作し、第30条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項を記録しておかななければならない。

第7章を第6章とし、第8章を削る。

第38条を次のように改める。

（委任）

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

第9章中第38条を第33条とする。

第9章を第7章とする。

別表第1中「〃 〃 2.818」を「〃 2.818 〃」に、「〃 〃 1.409」を「〃 1.409 〃」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第16号

県 土 整 備 部
庄 内 総 合 支 庁

山形県月光川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県月光川ダム操作規則の一部を改正する訓令

山形県月光川ダム操作規則（昭和54年4月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第6条」に、「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に、
「第6章 ゲート等の操作（第17条・第18条）
第7章 点検整備等（第19条―第22条） を「第6章 点検、整備等（第17条―第19条）
第8章 雑則（第23条）」に改める。
第7章 雑則（第20条）」

第4条を削る。

第5条の見出しを「（水位）」に改め、同条中「の水位」を「の水位（以下「水位」という。）」に、「により測定する」を「の測定結果に基づき算出する」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位及び最低水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改め、同条を第6条とする。

第3章中第8条を第7条とする。

第9条中「次の各号の一に該当する場合において」を「山形地方気象台から遊佐町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合に」に改め、同条各号を削り、第4章中同条を第8条とする。

第10条中「次の各号に定める」を「、次に掲げる」に改め、同条第1号中「県土整備部、山形地方気象台その他関係機関」を「県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）」に、「並びに」を「、」に、「及び情報」を「並びに情報」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（洪水調節等）

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第11条を次のように改める。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第11条 建設部長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

第13条を次のように改める。

（貯留された流水を放流することができる場合）

第13条 ダムによつて貯留された流水は、第10条及び第11条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

（1）第17条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合に放流する水量の限度は、毎秒20立方メートルとする。

第14条中「排砂門ゲートにより」を削り、「おいては、放流」を「は、当該放流」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第6章の章名を削る。

第17条を次のように改める。

（ゲートの操作）

第17条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、県土整備部長が定める。

第17条を第16条とし、第18条を削る。

「第7章 点検整備等」を「第7章 点検、整備等」に改める。

第19条を次のように改める。

（計測、点検及び整備）

第19条 建設部長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 建設部長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

第7章中第19条を第17条とする。

第20条の見出しを「（観測）」に改め、同条中「別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定」

を「ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章中第20条を第18条とする。

第21条の見出しを「（記録）」に改め、同条中「第19条の規定により点検及び整備を行った結果並びに前条の規定により調査し、又は測定した結果」を「ゲートを操作し、第17条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項」に改め、第7章中同条を第19条とする。

第22条を削る。

第7章を第6章とする。

第23条を次のように改める。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

第8章中第23条を第20条とする。

第8章を第7章とする。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第17号

県土整備部
庄内総合支庁

温海川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

温海川ダム操作規則の一部を改正する訓令

温海川ダム操作規則（昭和61年7月県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に、「並びに」を「及び」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第7条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第11条中「洪水が予想されるときは、別に定めるところにより」を「山形地方気象台から鶴岡市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第12条中「執った」を「とつた」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第1号中「、山形地方気象台その他の別に定める関係機関」を「その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）」に改め、同条第2号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第14条中「前条」を「建設部長は、前条」に、「水位を常時満水位」を「、水位を平常時最高貯水位」に改める。

第16条中「この規則に特別の定めがある」を「第13条、第14条及び第18条の規定による」に、「一に」を「いずれか」に、「放流する」を「ダムから放流する」に改め、同条第2号中「特に」を「県土整備部長が定める特に」に、「場合」を「とき。」に改め、同条第2項中「前号各号の一」を「前項各号のいずれか」に改める。

第17条中「放流管」を「ダム」に、「放流により」を「当該放流により」に改める。

第20条中「放流管」を「ダム」に、「ゲート等」を「ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）」に、「別に」を「県土整備部長が」に改める。

第21条第2項を次のように改める。

2 建設部長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

第23条中「別に」を「県土整備部長が」に改める。

第24条中「この規則を実施するため必要な」を「この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な手続きその他の」に、「別に」を「県土整備部長が」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第18号

県土整備部
庄内総合支庁

田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令

田沢川ダム操作規則（平成14年3月県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「洪水の発生が予想される場合及びその他細則で定める場合」を「山形地方気象台から酒田市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合」に、「とることができる」を「とらなければならない」に改める。

第11条第1号中「関係機関」を「関係機関（以下「関係機関」という。）」に改め、同条第2号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第13条中「前条」を「建設部長は、前条」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第15条第1項中「この規則に特別の定めがある」を「第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による」に、「放流」を「ダムから放流」に改める。

第16条中「放流管」を「ダム」に、「放流により」を「当該放流により」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第19号

県土整備部
村山総合支庁

前川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

前川ダム操作規則の一部を改正する訓令

前川ダム操作規則（平成16年5月県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の水位」を「の水位（以下「水位」という。）」に、「取水設備」を「ダム本体」に改める。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第9条中「東南村山地方」を「上山市又は南陽市」に改め、「又は警報」を削り、「その他」を「、警報が発せられた場合その他」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第2項中「執る」を「とる」に改める。

第10条中「執った」を「とった」に改め、同条第2号中「ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、」を削り、「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第11条第2号中「放流管」を「ダム」に改める。

第12条中「洪水」を「細則で定めるところにより洪水」に改める。

第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に、「指定水位」を「水防団待機水位」に、「放流管」を「ダム」に改める。

第16条中「放流管」を「ダム」に改める。

第19条中「放流管」を「ダム」に、「ゲート等」を「ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)」に改める。

第20条第2項中「前項」を「課長は、前項」に、「の基準は、細則で定める」を「を行うため、別に基準を定めなければならない」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第20号

県土整備部
最上総合支庁

神室ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

神室ダム操作規則の一部を改正する訓令

神室ダム操作規則(平成16年5月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第2条中「及び」を「、」に、「供給」を「供給及び発電」に改める。

第5条の見出しを「(平常時最高貯水位)」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「(洪水時最高水位)」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第3章中第9条の次に次の1条を加える。

(発電のための利用)

第9条の2 発電は、放流量に従属して利用するものとする。この場合において、当該発電は前3条の規定による利用に支障を与えてはならない。

第10条中「最上総合支庁建設部長(以下「建設部長」という。)」を「最上総合支庁建設部河川砂防課長(以下「課長」という。)」に、「最上地方」を「最上郡金山町」に改め、「又は警報」を削り、「その他」を「、警報が発せられた場合その他」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第11条中「建設部長」を「課長」に、「執った」を「とった」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第2号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第13条中「前条」を「課長は、前条」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第14条中「建設部長」を「課長」に改める。

第16条中「建設部長」を「課長」に、「放流管」を「ダム」に改める。

第17条及び第18条中「建設部長」を「課長」に改める。

第19条中「建設部長」を「課長」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第20条の見出し中「ゲート」を「ゲート等」に改め、同条中「放流管」を「ダム」に、「ゲート」を「ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)」に改める。

第21条第1項中「建設部長」を「課長」に改め、同条第2項中「前項」を「課長は、前項」に、「整備の基準は、細則で定める」を「整備を行うため、別に基準を定めなければならない」に改める。

第22条第1項中「建設部長」を「課長」に改める。

第23条中「建設部長は、ゲート」を「課長は、ゲート等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第21号

県 土 整 備 部
村山総合支庁

白水川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

白水川ダム操作規則の一部を改正する訓令

白水川ダム操作規則（平成16年6月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「北村山地方」を「東根市」に改め、「又は警報」を削り、「その他」を「、警報が発せられた場合その他」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第11条中「執った」を「とった」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第2号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第13条中「前条」を「課長は、前条」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒1.85立方メートルとする。

第16条中「放流管」を「ダム」に改める。

第20条の見出し中「ゲート」を「ゲート等」に改め、同条中「放流管」を「ダム」に、「ゲート」を「ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）」に改める。

第21条第2項中「前項」を「課長は、前項」に、「の基準は、細則で定める」を「を行うため、別に基準を定めなければならない」に改める。

第23条中「ゲート」を「ゲート等」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

地 点	期 間	水 量
ダ ム 地 点	4月1日から4月30日まで	毎秒0.191立方メートル
	5月1日から5月31日まで	毎秒0.232立方メートル
	6月1日から8月31日まで	毎秒0.199立方メートル
	9月1日から9月30日まで	毎秒0.159立方メートル
	10月1日から10月31日まで	毎秒0.086立方メートル

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第22号

県土整備部
置賜総合支庁

綱木川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

綱木川ダム操作規則の一部を改正する訓令

綱木川ダム操作規則（平成20年3月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第10条中「東南置賜地方」を「米沢市」に改め、「又は警報」を削り、「その他」を「警報が発せられた場合その他」に改める。

第11条第2号中「ダムの操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第13条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第16条中「放流管」を「ダム」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第23号

県土整備部
置賜総合支庁

木地山ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

木地山ダム操作規則の一部を改正する訓令

木地山ダム操作規則（平成23年5月県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第11条中「西置賜地方」を「長井市」に改め、「又は警報」を削り、「その他」を「警報が発せられた場合その他」に改める。

第13条及び第14条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第16条第1項第1号中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同項第2号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第24号

県土整備部
村山総合支庁

留山川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

留山川ダム操作規則の一部を改正する訓令

留山川ダム操作規則（平成23年8月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（平常時最高貯水位）」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第6条の見出しを「（洪水時最高水位）」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第9条中「又は警報」を削り、「その他」を「、警報が発せられた場合その他」に改める。

第10条第2号中「ダム」の操作」を「洪水調節を行う」に改める。

第11条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

第12条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第15条及び第18条中「放流管」を「ダム」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第680号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した鳥海国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公園事業の名称	事業地	施設の規模
河原宿（宿舎）事業	飽海郡遊佐町吹浦字鳥海1番地	区域面積 0.005ヘクタール

山形県告示第681号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療生活協同組合やまがた	協立大山診療所にじの家 鶴岡市大山二丁目26番3号	通所介護	令和5.10.1

山形県告示第682号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地
山形県立新庄病院	新庄市若葉町12番55号
三友堂病院	米沢市中央六丁目1番219号

山形県告示第683号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形県立新庄病院	新庄市金沢720番地の1	令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで

山形県告示第684号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東根市大字長瀬地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年9月25日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第685号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
村山市大久保地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年9月25日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大江三郷（前田）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江三郷（前田）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和5年10月11日から同年11月9日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消

しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

大江町役場

3 縦覧に供する期間

令和5年10月11日から同年11月9日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営漆山地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営漆山地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所

3 縦覧に供する期間

令和5年10月3日から同年11月1日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字杉下字八ツ森1190番1から 同 680番1まで	旧	42.2メートル } 13.1	メートル 49
同 上	新	62.7メートル } 24.0	同 上

山形県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字杉下字八ツ森1190番1から
同 680番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月3日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
 なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。
 令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通 J a p a n 株式会社宮城・山形公共ビジネス部 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 41,976,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年7月18日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市山寺字小出本田下225番	田	2,557
酒田市山寺字小出本田下226番	田	482

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年2月	5年	121,560円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年10月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長井市勸進代字平前3458番	田	7,270

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年2月	5年	388,215円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年10月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東置賜郡川西町大字中小松字荒小屋2593番	田	1,329

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年2月	5年	39,870円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年10月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡三川町大字成田新田字中城352番	田	4,173
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番1	田	314
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番2	田	337
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番3	田	339
東田川郡三川町大字成田新田字内島野549番	田	310

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年2月	10年	492,570円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年10月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 4. 4	第393号	355	33	760から764まで	760、761、762から764(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	同	764-1から764-3まで	764-1(次の図に示す部分に限る。)、764-2、764-3
同	同	同	同	765	765(次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	34	907、908、908-1、908-乙	907、908、908-1、908-乙(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	同	909-1	909-1(次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	35	918-1から918-5まで	918-1から918-5まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	同	919から927まで	919から926まで(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、927
同	同	同	37	735から737まで	735(次の図に示す部分に限る。)、736、737

令和5年10月3日印刷
令和5年10月3日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県